

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

消費者力アップ学習会 VOL. 1 ご報告

実は知らないことばかり

『スマホのアプリ、ここがキケン！』

8月27日、浦和コミュニティセンター第13集会室にて、ネット通販やネットサービス・ネットオークションといったインターネット取引に詳しい、一般社団法人ECネットワーク理事の原田由里さんを講師に学習会を開催、45人が参加しました。

【学習会概要】

スマートフォン（以下、スマホ）の急激な普及、SNSのようなソーシャルサービスの利用が増え、日々、新たなトラブルが発生しています。被害に遭わないためには、各個人が自己防衛技術を身に着けることが何より重要です。スマホは“通話ができるパソコン”であり、携帯電話の進化版ではありません。好きな『アプリ』を選んで入れられますが、中には悪意のあるアプリや、使い方を誤ると問題を発生させるアプリも存在しており、使い方には注意が必要です。



【アプリを入れる時の注意】

「公式マーケット」から入れる（特にアンドロイドの方は絶対に公式マーケット「Google Play」から入手を）。入れる時は、そのアプリが利用するスマホ上の情報『電話番号、アドレス、電話帳、GPS情報』が表示されるので、本当にそのアプリに必要な情報なのか、確認することが大切です。

【被害事例と被害に遭わないための注意点】

- ◇ ワンクリック詐欺 ⇒ 支払いに応じる必要はありません。絶対に連絡せずに相談を。ただし、スマホの場合、アプリ入手時に電話番号などの情報が抜き取られている可能性も。
- ◇ SNS上に出ていた広告を見て注文、海外から届いた商品は粗悪なニセモノ品だった ⇒ ネット上の広告は審査がない場合もあるので、悪質な業者が広告を出していることも。
- ◇ 子どものゲーム高額利用 ⇒ 法定代理人（親）の同意のない未成年者の契約は取消しできる場合もありますが、親の管理の元で遊ばせることが大切。
- ◇ なりすまし被害 ⇒ 会員サイトなどで自分のIDやパスワードが盗まれたり、友達とパスワードを教えあったり、スマホを貸し合うことにより被害にあうことがあります。
- ◇ 『LINE』は、グループ内でのみの“会話”になるため、いじめが隠れている場合もあります。また、ライン上で全くの他人とつながることは危険です。
- ◇ SNSは設定がすべてです。不必要な個人情報の入力はず、 “公開しない” “検索されない” と設定することも大切です。利用する際はマナーを守ることが大事。集合写真をアップする時には全員の許可を取るなど、他人の権利を大事にすることが大切です。

★ なくす会・申入れ活動報告（2013年8月～9月）★

申入れ

テレコムクレジット株式会社 (決済代行業者)	免責事項の取り決めに関する「再々問い合わせ」への回答も、サイト利用者との間に契約関係がなく一切責任を負わないとの内容でした。社会への影響を考慮し「申入書」を送付、これまでの「問合せ」文書、事業者からの「回答」文書、事業者名を、なくす会ホームページに公表しました。 埼玉消費者被害をなくす会 申入れ・差止請求関連 を 検索
㈱全国メンタルケアセンター (医療搬送事業者)	医療搬送業務は停止しているとの回答後、当該業務を行っていないこと、当該事業者のホームページも変更されていることが確認できたため、申入れ活動を終了しました。
インターネットメディア事業者	事業者のガイドラインについて、さらに申入れなどを行なう方向で検討しています。
CD等レンタル事業者	免責事項に関する規約を変更するとの回答があり、変更の内容、時期などの状況を確認しています。
ゲームメーカー	利用規約のうち、『当社への問い合わせ内容、またその回答内容などについて公開、掲載する行為。』を禁止するとの条項の削除または変更を求める「申入れ」に対し、『条項は必要性和合理性を認めて定めているものであり、申入れには応じられない』との回答がありました。今後の対応について、引き続き検討を進めています。

問合せ等

互助会	6月より適用されている改訂「契約約款」の解約手数料の計算根拠等について「再問合せ」を行なっています。
大学学生寮	改定後の入館契約書を検討したところ、変更する予定との回答内容が反映されていない箇所があったため、今後の対応について検討を進めています。

その他

- ※ ㈱MRとの和解を受け、県内42の探偵・調査業法人宛てに、消費者契約法違反するおそれのある規約等を使用している場合は速やかに改善することを求めた「連絡文」を送付しました。
- ※ フィットネスの協会団体に対し6つの適格消費者団体共同で、会員会則、規約の不当条項の改善要請書を送付しました。

★ 活動委員会より…今年度(2013.7～2014.6)の活動予定と皆様へお願い ★

今年度の活動委員会では、

- ◇ 新聞折込広告、新聞本紙広告のわかりにくい表示などを消費者目線でチェック、事業者に改善要望などを行なっていきます
- ◇ 携帯、スマートフォンの契約や解約時のトラブルも多いことから、契約書や広告、説明時の資料などの問題点を調査し、改善要望などを行なっていきます

➡ 気になる広告、情報がありましたら、なくす会までお寄せください！

ご協力ください！！

今年も 『消費者被害アンケート・めやすばこ』 を実施します！

=アンケートの概要は以下の通りです=

健康食品（サプリメント・栄養機能食品など） トラブル編



健康食品送りつけ被害の急増や、今後検討が予定されている健康食品の表示緩和をうけ、実際に健康食品を購入している消費者の動向、被害状況などを調査します。

1. 健康食品（サプリメントなど）を購入するきっかけについて
2. 健康食品の広告（テレビCM、新聞折込広告、新聞本紙広告など）について
3. 健康食品の購入後について
4. 健康食品送りつけ被害について



携帯・スマホの【契約】【解約】トラブル編

なくす会・活動委員の中からも、契約や解約について不明な点があるという声が多く出されたため、契約や解約時にどんなトラブルがあり、どのような改善を望んでいるのかを調査します。

1. 料金について
2. 契約の際に加入を勧められた有料オプションについて
（例）待ち歌、お留守番サービス、ケータイ補償お届けサービス、ドライブネットなど
3. 契約・解約について

*アンケートはなくす会のホームページから、ダウンロードできます

埼玉消費者被害をなくす会 検索

回答を事務局まで郵送またはFAXでお寄せください。

ご案内

★ なくす会消費者カアップ学習会 VOL.2 を12月3日に開催します！ ★

知らないで使っていませんか？

『クレジットカード決済のしくみとトラブル』（仮）

12月3日（火）10時～12時

浦和コミュニティセンター第13集会室

講師：長田 淳 弁護士

（なくす会副理事長・検討委員長）

普段何気なく使っている、“クレジットカード”。

“クレジット決済”は、サクラサイト被害などの

悪質な出会い系サイトとも密接な関係があることをご存じでしたか？ “クレジットカード決済”のしくみ、問題点、トラブルの実例などを学び、被害に遭わないようにしましょう。





撮影：岡戸雅樹

記念講演

「みんなおひとりさま」

～いまから考えよう！より良い人生を送るために～

上野 千鶴子さん

(社会学者・東京大学名誉教授)

全体会(大ホール)
10:30～12:35 (10:00開場)
オープニング
♪みんなで歌う「花は咲く」
基調報告 10:50～11:07
記念講演 11:10～12:30

消費者問題分科会 (第3分科会) (13:30～15:45 会場:7階7B会議室)

安心して暮らせるために ～甘い言葉にだまされない～

後藤 隆昭さん(消費者庁 消費者政策課)

松岡 昭任さん(公益社団法人全国有料老人ホーム協会参与)

- ◇ 消費者庁から「平成25年版 消費者白書」が公表されました。特に近年深刻化している「高齢者の消費者トラブル」を中心として、消費者問題の現状と、高齢者のトラブル防止のための施策などをお聞きします。
- ◇ 老後の人生を豊かにすごしたい・・・。多様化する高齢者向け住宅の現状やトラブルにならないためのホーム選び、契約の際のチェックポイントなど、知っておけば必ず役にたつお話です。

参加申し込み、問合せは (消費者大会事務局まで)
TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973

最近の被害情報より

無料(タダ)ではない!?ウォーターサーバーの
当選商法—実態は水の定期購入!

1年未満の解約では解約料がかかる—

- 1.無料と言われて契約するが、実際は有料の水の定期購入契約が前提。水の購入を一定期間継続しないと解約料がかかること等が十分説明されていない
- 2.強引に契約を迫られる
- 3.解約しないようにと説明される(2013.9.5 国民生活センター情報提供より抜粋) 詳しくは、同センターHPを

火災保険でリフォームができる!?
悪質勧誘にご注意!

電話や訪問で「火災保険は自然災害と火事の場合だけでなく自然劣化でも使えるので、それで家をリフォームしないか」と住宅修理契約を勧誘される相談が増えています。(2013.9.17 埼玉県消費生活支援センターメールマガジンより抜粋:2012.6.14 掲載情報) 詳しくは同センターHPを参照

なくす会のこの間の活動

- 理事会 : 第2回 9/4
- 検討委員会 : 第2回 9/4
- 活動委員会 : 第1回 7/17、第2回 9/13

なくす会の電話番号が変更になりました

048-844-8972



住所、FAX、メールアドレスに変更はありません

- * 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！
 - ◆ 埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL048-261-0999
 - ◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)
- * 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを「なくす会」までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973